総基環第１９０号
平成１６年８月３日

有限会社タンゴ・エア・サポート
代表取締役　難波　章子　殿

総務大臣　麻生　太郎

外国の型式検定に合格している航空機に施設する無線設備の機器の型式検定について（通知）

標記について、下記に掲げる航空機に施設する無線設備の機器は、無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号）に定める当該機器の型式検定に相当すると認められる外国の型式検定に合格していることから、電波法（昭和25年法律第131号）第37条ただし書及び電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第11条の5第1号に規定する型式検定を要しない機器と認められるので通知する。

記

1　機器の種別：航空機に施設する無線設備の機器（ATCトランスポンダの機器）
2　機器の名称：T2000SFL
3　機器の製造者：Microair Avionics Pty Ltd（豪）
4　外国において取得した型式検定について
(1)　承認した機関名：オーストラリア民間航空安全局（Civil Aviation Safety Authority Australia（CASA））
(2)　検定名：ATSO-1C74c